

保護者各位

狭山市保育幼稚園課長

5類感染症への移行後における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

日頃より当市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで、感染症法上の5類感染症に移行されたことに伴い、こども家庭庁より「保育所等における感染症ガイドライン」が改訂されたことを踏まえ、本市の保育所等における新型コロナウイルス感染症の取扱い等について次のとおり見直しすることとしましたので、お知らせします。

記

**1. 令和5年5月8日（月）以降、陽性判明時の登園停止期間の取扱いについて**

《有症状者の場合》

・在園児が陽性者となった場合の登園停止期間については、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

《無症状感染者の場合》

・「検体採取日を0日として、5日を経過するまで」とします。

**2. 令和5年5月8日（月）以降の濃厚接触者の取扱いについて**

・新型コロナウイルス感染症により濃厚接触者として特定されることはありません。在園児の同居家族が陽性となった（検査中を含む）としても、在園児に発熱等の症状がみられない場合は登園可能ですが、在園児の健康管理にご留意くださいますようお願いいたします。

**3. 換気の確保・手洗いの徹底など各保育園等での感染予防対策にご協力ください。**

**4. 職員の中で複数感染者が確認された場合など、保育の提供が困難となった場合は、一部または、完全休園となる場合があります。**

・既に新型コロナウイルス感染防止対策として市からの要請による臨時休園については行わず、職員体制の確保に努めながら継続開所しておりますが、職員が複数陽性になる等、保育の提供が困難と想定される場合には、一部または完全休園となる場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る保育料等の減免措置は、国の方針により令和5年4月以降廃止となりました。新型コロナウイルス感染症による登園停止や臨時休園等に係る保育料等の還付はありません。

【問い合わせ】※平日 8:30～17:15（土、日、祝日を除く）

狭山市こども支援部保育幼稚園課 電話 04-2953-1111（内線 1531・1532・1533）